

経済安全保障を巡る国内外の動向と 我が国の対応について

令和3年11月16日

I. 我が国を取り巻く国際情勢

II. 我が国の対応

II-i 輸出・投資管理

- ①安全保障貿易管理とは
- ②「みなし輸出」管理の対象明確化
- ③人権に着目した対応
- ④対内直接投資と外為法改正

II-ii その他の対応

- ①経済安全保障政策の全体像
- ②「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」に向けて

I. 我が国を取り巻く国際情勢

II. 我が国の対応

II-i 輸出・投資管理

- ① 安全保障貿易管理とは
- ② 「みなし輸出」管理の対象明確化
- ③ 人権に着目した対応
- ④ 対内直接投資と外為法改正

II-ii その他の対応

- ① 経済安全保障政策の全体像
- ② 「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」に向けて

I . 我が国を取り巻く国際情勢

- 2019年の安保小委中間報告では、「安全保障と一体となった経済政策」の必要性を提起。**機微技術に関する統合的アプローチ**、すなわち、①機微技術の流出防止策（「**守る**」）、②機微技術を保有する主体やその機微技術情報の適切な把握（「**知る**」）、③我が国の技術優位性を更に伸ばすとともに、技術の脆弱性を解消していく施策（「**育てる**」）の重要性が確認された。
- その後、国際情勢の変化に伴い、各国は、安全保障上重要であり自国内に困り込むべき戦略物資や技術を特定した上で、それらの**水際管理に加え、国内誘致を大胆な財政出動の下で支援**。

こうした中、我が国として、機微技術に関する統合的アプローチを進めていく上で、国境を越えたモノ・ヒトの移転を管理する安全保障貿易管理や出入国管理等の**「守る」措置の必要な見直し**が必要。

また、安全保障上重要な戦略物資や技術の産業基盤を国内に維持する上で必要な**「育てる」措置の規模拡大と、「守る」措置との効果的な連携**がなければ、**国内重要産業基盤喪失の可能性**。

2021年
安保小委
中間報告の
具体的内容

「知る」

- ・グローバルサプライチェーンにおける重要技術・企業の把握
- ・政府全体の体制強化や専門人材の育成・活用

「守る」

【政府の措置】

- ・対内直接投資管理制度の見直し
- ・輸出管理制度の見直し
- ・機微技術管理の視点からの外国人の受入れ審査の実施
- ・研究開発における区分に応じた技術管理
- ・機微技術情報の非公開化（論文や学会、特許出願等の在り方）
- ・政府資金による研究成果の取扱い（ライセンスポリシー、受託者における輸出管理に関する法令遵守の徹底）
- ・営業秘密管理のエンフォースメント強化
- ・産業保全（後掲）

【大学・企業等の自主的取り組みが求められるもの】

- ・適切な輸出管理体制の構築
- ・研究開発等に携わる者の状況（他国企業と比較した相対的報酬レベル、退職時期等）を考慮した給与・報酬体系の見直し、機微技術の開発情報への適切なアクセス制限等

「育てる」

- ・機微技術分野のR&D推進
- ・国際共同研究開発の推進（産業保全（セキュリティ・クリアランスを含む）、機微技術情報の非公開化）

【参考】世界の経済安全保障環境の変容

- **軍民融合戦略**の下、効率的かつ非対称的に**軍事能力を高める中国の脅威**を受け、米国を中心に**エマージング技術（AI・量子科学等）や先端基盤技術（半導体等）の囲込みを志向**。**大型の研究開発投資や、特定企業の政府調達からの排除、輸出管理強化等**を実施。
→ 機微技術管理の対象は大企業だけでなく、**大学・研究機関、中小・ベンチャー等にも拡大**。

エマージング技術による経済安全保障の変化

量子・AI等のゲームチェンジをもたらし得るエマージング技術の進展により、経済安保の外延が拡大、R&Dの在り方が変容

→ 先端の安全保障技術はもはや軍ではなく民が創出

■ AI・機械学習

- AI兵器への適用
- ディープフェイク（偽画像）による社会混乱



■ 量子コンピュータ・量子暗号

- 現在使われている全ての公開鍵暗号の解読
- 量子暗号による通信の秘匿



■ 極超音速

- 地対地ミサイル、空対地ミサイルへの適用
- 高速移動可能な軍用偵察機



機微技術管理の対象拡大（アカデミアが標的に）

米国・豪州を中心に、**基礎研究分野における機微技術管理強化に向けた動きが加速**

→ FBI等による米国人科学者の逮捕・起訴が頻発（中国による**経済スパイ活動は過去10年間で13倍に増加**）

- ✓ **ハーバード大学化学部長の逮捕・起訴（2020年1月）**
→ 「千人計画」を通じて武漢理工大学に研究所を設立
中国政府から多額の金銭を授受⇔米政府に虚偽申告
- ✓ **新型コロナウイルス関連研究等を標的とした中国人ハッカー2名の起訴（2020年7月）**
→ 中国国家安全部（CMSS）等の中国諜報機関からの支援と指示を受けたもの
- ✓ **中国の違法諜報員として米国政府職員から機密情報入手していたシンガポール人を訴追（2020年7月）**
- ✓ **テキサスA&M大学教授が逮捕（2020年8月）**
→ 中国との関係を隠しNASAの研究を実施
中国の「千人計画」にも参加していた疑い

経済安全保障の出発点：想定される脅威・リスクとチョークポイント

- **サプライチェーン上の重要技術・物資**：国家間の相互依存関係の中で、資源制約や技術的な代替不可能性等を要因として、サプライチェーン上の要所（チョークポイント）となる技術・物資が存在。国家・国民の安全に大きく影響。

- ① 機微技術が特定国に渡ることによる**軍事的脅威**（狭義の安全保障）
軍事装備品など外為法上のリスト規制対象技術 等
- ② 軍民融合等の特異な国家資本主義体制に基づく措置により、公正な競争を経ずに安全保障に関する優位性・産業基盤が失われるリスク（経済安全保障）
例：**先端半導体**、高度無線・通信機器、衛星・宇宙、
航空機、無人航空機（ドローン）、自律ロボット・スマート製造 等
- ③ 製造・供給能力が特定国に集中することによるサプライチェーン依存リスク（経済安全保障：医療、資源・エネルギー含む）
例：汎用半導体、**レアアース・レアメタル**、**電池**、医薬品、風力発電 等
- ④ 国民生活・経済にとって重要な基幹インフラを適正・安定的に運営するための機能（一部又は全て）を懸念国に依存するリスク（経済安全保障）
例：通信、**電力・ガス**、銀行・**クレジット**、交通、医療 等

想定される
脅威・リスク

米国が展開する主要な経済安全保障政策（全体像）

足下の輸出管理・投資・政府調達規制

輸出管理強化（ECRA等）

- 外国直接製品規制（FDPR）強化
 - －ファーウェイ・関連会社等へ先端半導体供給を規制
- エンティティリストの拡大（SMIC・DJI・CCCC等）
 - －半導体・人権侵害・南シナ海・営業秘密窃取等
- 香港向け特例措置の廃止 等

投資管理強化（FIRRMA）等

- 投資管理の事後介入/事前審査の強化
 - －機微技術や重要インフラに関する取引について強化
- 中国人民解放軍関連企業59社へ投資禁止
 - －ファーウェイ・SMIC等への米国からの投資を禁止

情報通信技術サプライチェーンからの中国排除

- 政府調達規制（通信/ビデオ監視機器）
 - －Huawei、ZTE、ハイクビジョン、ダーファ、ハイテラおよび関連会社からの政府調達・使用を禁止。
 - －5社の機器を使用する別の事業者からの調達も禁止
- FCC認証禁止の規則
 - －上記5社の製品・サービスを市場から締め出しの可能性
- ICTS民間取引の許可制導入
 - －インフラ・通信・個人情報・新興技術等にかかる中国の情報通信技術・サービスの取引をインフォーム/事前申請（※）で審査。事前および事後の介入が可能。
 - ※事前申請制度は詳細検討中

エマージング技術＋基盤技術管理への対応

エマージング技術14分野の機微技術管理

- エマージング技術の輸出・投資管理拡大
 - －AI・量子等について検討。既に1技術を独自に輸出管理。
- エマージング技術の生産基盤技術（半導体等）も検討。

経済スパイ対策の強化

- 「千人計画」等の取締り
- 大学等の研究機関における研究インテグリティ確保を推進

機微技術開発支援

半導体産業支援策

- 国防授権法（NDAA）2021
 - －半導体産業向け補助金（最大約3000億円/1件）
 - －信頼できる半導体及びサプライチェーン構築のための同志国との基金設置 等
 - －研究開発の強化
- 台湾TSMC工場のアリゾナ誘致

機微・新興技術戦略に基づく技術優位性の確保

- 「機微・新興技術国家戦略」
 - －エマテック20分野、技術管理・開発や同志国連携の重要性
- 「米国イノベーション・競争法2021(案)」上院可決
- 中国を念頭に、半導体分野等への大幅な資金提供やCFIUSの審査権限拡大。

(参考) ファーウェイ等※に対する米国輸出規制(直接製品規則) ※EL記載のファーウェイ+関連会社、計153社

- 米国は、半導体サプライチェーンにおける一部技術を米国企業が押さえていることをもって、半導体チップを「米国技術から直接製造された品目」として、第三国からファーウェイ等※への輸出を事実上禁止(再輸出規制)。

デバイスメーカー

装置等サプライヤー



規制要件：①かつ②

- ① { (a) EAR対象*かつ特定の技術・ソフトウェア**
(b) EAR対象*かつ米国原産の、特定の技術・ソフトウェア**から直接製造されたプラント(の主要部分)のいずれかから直接製造された製品 (汎用設計の半導体チップ等)

* 1.米国原産、2.米国原産比率25%以上の外国原産、3.米国原産の技術・ソフトウェアの直接製品 **対象はマイクロエレクトロニクス・コンピュータ・通信関連等に限定

- ② ファーウェイ等が再輸出先等、サプライチェーンに関わる場合★

★ファーウェイ等が購入者・中間/最終荷受人・エンドユーザーであること、またはファーウェイ等が製造・注文する部品・製品に組み込まれ、若しくはその製造・開発に利用されることを、輸出者が知っている、または知りうる場合

Ex. 米国原産の設計ツールを用いた半導体回路設計図

Ex. 米国原産技術で製造された半導体製造装置

(参考) 米国によるエマージング技術等の規制強化

- 従来は、軍事転用が可能で国際取引の可能性のある先端技術を対象。
- 国際的な環境変化や技術革新の加速を踏まえ、開発の初期段階にあっても将来の軍事技術体系を変える可能性のある新興技術やそれらを支える産業基盤を構成する基盤技術も議論の対象。



(参考) エマージング技術の将来的な安全保障上の懸念のイメージ

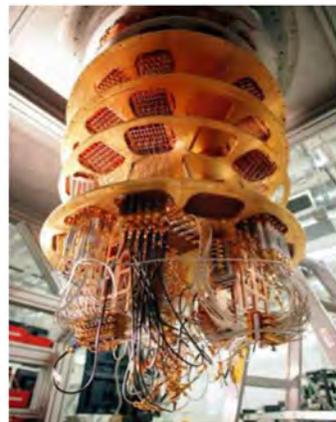
■ AI・機械学習



懸念用途

- AI兵器への適用
- ディープフェイク（偽画像）による社会混乱

■ 量子情報・量子センシング（量子コンピューター）



懸念用途

- 現在使われている全ての公開鍵暗号の解読
- 量子暗号による通信の秘匿
- ステルス機探知が可能な量子レーダ、センサへの適用

■ バイオテクノロジー



懸念用途

- 耐性・毒性・伝染性を増強した 生物兵器の開発
- 脳信号による装備品の操作

■ 極超音速



懸念用途

- 地対地ミサイル、空対地ミサイルへの適用
- 高速移動可能な軍用偵察機

(参考) 新興技術・基盤技術：米国の輸出・投資管理動向

- 新興技術・基盤技術の輸出・投資管理を行うというNDAA2019の規定を踏まえ、米国商務省は、
 - 新興技術のうち、**国際レジームでの合意に先んじて、地理空間画像分析の自動化ソフトウェア** (AI関連) **に関する独自規制を暫定導入** (2020/1)。
 - また、**ブレインコンピューティングインターフェース (BCI)** に係る独自規制案についてもパブコメを実施中 (2021/12月)。
 - **基盤技術に関しても具体的な5技術※1等を例示**しパブリックコメントを実施済。

※1：半導体製造装置・ソフトウェア、レーザー、センサー、水中システム

上記のほか、**国際レジームに基づき7の新興技術※2**を輸出管理対象に追加

※2：2020/10…付加製造・CNCハイブリッド製造装置(WA)、EUVマスク製造用ソフト(WA)、5nmプロセス用ウエハの仕上げ技術(WA)、デジタルフォレンジックツール(WA)、通信データ監視分析ソフト(WA)、準軌道航空機(WA)、2021/10…核酸自動生成・合成に係るソフトウェア (AG)

他方、**米国議会の「米中間経済・安全保障問題レビュー委員会」**は、輸出管理改革法 (ECRA) と外国投資リスク審査近代化法 (FIRRMA) 成立以後、2年半の取組みを整理した研究レポート「**未完了の作業：輸出管理と外国投資改革**」^{※3}(2021/6)で、輸出管理・投資管理の**対象技術特定の遅れとその具体的影響**を指摘。

【概要】

- **新興技術・基盤技術の詳細定義は作業が遅れ、商務省はその責任を果たしていない。**
- 管理対象技術が不明確なことにより、安全保障に係るリスクが継続。具体的には、**CFIUSが①安全保障リスクの見込まれる投資に届出義務を課せず、またその逆に②(不必要と思われる)広範な投資抑制につながっている**、としてそれぞれ①AI関連のスタートアップ、②ロボティクスを例示。
- 省庁間・民間企業・研究機関との連携したリスク評価を通じた技術特定を提案。



※3Emma Rafaelof (US-CHINA Economic and Security Review Commission), Issue Brief "Unfinished Business: Export Control and Foreign Investment Reforms", 2021/6/1

(参考) エンティティリストの対象拡大

- 2020年6月以降、米国は**エンティティリストに中国関連企業・個人、計208者を追加**。
理由：**米国技術の軍事転用**・少数民族の**人権抑圧**・**ファーウェイ関連法人**・**南シナ海の不安定化**・米国企業からの**営業秘密窃取等**
- 2020年8月、**ファーウェイとその関連主体**について、輸出管理の**対象となる取引を拡大**。
EL掲載ファーウェイ関連主体が「**仕向け先**となる場合」⇒「**購入者**・**中間荷受人**・**最終荷受人**・**エンドユーザー**となる場合」

⑤エンティティリストによる輸出管理の拡大

エンティティリストとは・・・

1. 制裁違反や**国家安全保障・外交政策上の利益を害する活動に従事した団体・個人**を掲載し、
2. 掲載主体を**仕向け先**とする、**米国原産比率25%（※）以上**の**輸出・再輸出等**を規制。（※テロ支援国家向けは10%）

2. 規制対象行為の拡大（ファーウェイ等向け）

8月17日 **許可申請が必要となる取引対象範囲を拡大**

同日施行された、直接製品規則改定に対応する形で、エンティティリストに掲載された**ファーウェイ等の主体が、購入者・中間荷受人・最終荷受人・エンドユーザー**として関与する場合にも輸出許可申請が必要。

1. 掲載主体の追加（中国関係のみ抜粋）

- (1) 2020/6/5 **中国の軍用品調達**への支援・新疆ウイグル自治区での**人権抑圧**加担※
対象：**ハルビン工業大学等24**の政府機関・民間企業（中国・香港・ケイマン諸島）、**中国公安部法医学研究所**および**Aksu Huafu Textiles**等の中国企業、合計**9社**（※2019年10月、同様の理由で**ハイクビジョン**、**新疆警察学院**等中国の**28**の企業・政府系組織を追加済）
- (2) 7/22 **ウイグルでの人権抑圧**加担 対象：**繊維業等の中国企業11社**
- (3) 8/20 **ファーウェイ関連会社**向け規制強化 対象：**21カ国のファーウェイ関連企業**（クラウドコンピューティング関係）を合計**38社**
- (3) 8/27 **南シナ海**でミサイル発射用の地形などを含む人工島を建設
対象：**中国通信建設会社（CCCC）関連会社**など、建設に関与した建設会社・通信会社等、中国の**24主体**
- (4) 9/22 **対イラン制裁違反** 対象：**中国を経由したイランへの輸出**に関与した**6**の中国企業・個人
- (5) 12/22 **米国原産品/技術の軍事転用**・**南シナ海**の不安定化・**人権抑圧**への加担・**米国企業の営業秘密窃取等**
対象：**半導体製造大手SMIC・CCCC**・ドローン大手**DJI**等**60主体**
- (6) 2021/1/15 **南シナ海**の不安定化 対象：**中国海洋石油集団（CNOOC）**
- (7) 4/9 **米国原産品の軍事転用** 対象：**4**の中国国立**スーパーコンピューター施設**を含む**HPC関連7主体**
- (8) 6/24 **ウイグルでの人権抑圧**加担 対象：**太陽光パネル素材メーカー・XPCC**（新疆生産建設兵団）の計**5社**
- (9) 7/12 **ウイグルでの人権抑圧**加担・**米国原産品/技術の軍事転用**・制裁対象者への**無許可輸出** 対象：**23**の中国企業・個人

中国が展開する主要な経済安全保障政策（全体像）

足下の輸出管理強化

輸出管理法（2020年12月施行）

- 規制品リストの整備や、特定品目の輸出を禁止する主体を定めるリストの導入、みなし輸出、再輸出規制導入、域外適用の原則、報復措置を記載。産業・通商目的での輸出管理の合法化や、域外適用による日本企業の活動阻害のおそれ。

※工業情報化部は、輸出管理法規の遵守、トレーサビリティシステム構築等を定めた「レアアース管理条例」案を公表。

輸出禁止・制限技術リストの改定

- 対外貿易法に基づく「輸出禁止・制限技術リスト」に、AI・暗号チップ設計・量子暗号・高性能検知・ソフトウェアセキュリティ関連を追加。当時米国企業への売却が検討されていたTikTokのコア技術（AI）も該当。

「信頼できない主体リスト」規定の公布・施行

- 中国版エンティティ・リスト。中国における貿易・投資等を禁止・制限されるが、規制内容が不明確であり、恣意的な運用の懸念。

※このほか、

- 2021/1/9 他国法令等の域外適用遵守を禁止する権限を商務部に付与する規則「外国の法律・措置の不当な域外適用を阻止する弁法」を公表・施行。
- 2020/12/19 国家安全法(2015)に基づき、国家安全に影響する投資等への事前審査を定めた「外商投資安全審査弁法」を公布。2021/1/18施行。
- 2021/6/10 外国の制裁措置に対し、中国国内の動産や不動産の差し押さえなどを含む報復措置を可能とする「反外国制裁法」を公布・施行。

機微技術開発支援

量子研究開発支援策

- 量子コンピュータを重大科学技術プロジェクトとして位置づけ。量子情報科学国家実験室の整備等のために約70億元（1,200億円）を投資。

半導体産業支援策

- 「国家集積回路産業投資基金」を設置（'14/'19年）
→半導体関連技術へ計5兆円を超える大規模投資。

「千人計画」

- 海外高度人材をリクルート。米国は中国政府の技術窃取プログラムとして警戒。

サプライチェーンの「反撃・抑止力」の構築

中央財經委員会での習近平による講話

- 習近平主席は2020年4月、強固なサプライチェーン構築に加え、キラー技術育成・グローバルサプライチェーンの中国依存強化を通じた外国に対する反撃・抑止力の構築を志向することを講話で表明。

(参考) 習近平主席の講話 (グローバルサプライチェーンの『反撃力・抑止力』の構築、2020年4月)

- 習近平主席は共産党財經委員会第7回会議で講話。
- 強固なサプライチェーン構築に加え、キラー技術育成・グローバルサプライチェーンの中国依存強化を通じた外国に対する反撃・抑止力の形成を志向する旨発言。

『国家の中長期経済社会発展戦略のいくつかの重要な問題』 (サプライチェーン関連部の抜粋・仮訳)

第二に、産業チェーンとサプライチェーンを最適化・安定させる。産業チェーン、サプライチェーンは肝心な時に断裂させることはできない。これは、大国経済が備えておかなければならない重要な特徴である。今回の新型コロナウイルスの流行は戦時下でのストレステストである。中国の完全な産業システム、強力な動員力及び産業転換力は、新型コロナウイルス流行の予防・管理に重要な物質的な保障を与えた。中国のマスクの1日あたりの生産能力は、1月末の1,000万枚から現在5億枚にまで増加した。同時に、新型コロナウイルス流行の衝撃は、中国の産業チェーン・サプライチェーンにおける隠れたリスクも露呈した。中国の「産業セキュリティ」と国家安全保障を確保するために、中国はコントロール可能な、安全で信頼できる (通称：安可) な産業チェーンとサプライチェーンの構築に努め、重要な製品と供給チャネルで少なくとも1つの代替供給源を確保し、必要な産業バックアップシステムを形成するよう努めなければならない。

生産活動が再開している今、過去のモデルを単純に繰り返すのではなく、新しい産業チェーンを再構築しなければならない。科学技術のイノベーションと輸入代替を全面的に拡大すべきである。これは、サプライサイドの構造改革を深化させることであり、高品質の開発を達成させる鍵でもある。1つ目に強みを伸ばし、優位性のある産業グローバルな主導的地位をしっかりと向上させて、いくつかの「キラー」技術を育成させることである。高速鉄道、電力設備、新エネルギー、通信設備等の産業全体のサプライチェーンの強みを持続的に高めて、産業の品質を改善し、世界の産業チェーンの対中依存関係を強め、外国による人為的な供給停止に対する強力な反撃と抑止力を構築しなければならない。2つ目は、欠点を補うことである。つまり、国家安全保障に係わる分野で、中国がコントロール可能な安全かつ信頼できる (安可) 中国国内生産・供給システムが必要である。肝心な時に自己 (国内) 循環でき、極端な状況下でも正常な経済活動を確保させなければならない。

(参考) 中国による「信頼できない実体リスト」策定の動き

- 中国商務部は2020年9月19日に「信頼できない実体リスト」規定を公布し、即日施行。本リストに掲載された外国実体（法人及び個人を含む）は、中国における貿易、投資等の活動を禁止又は制限される。現時点で、リスト本体は公表されていない。
(米大統領選の結果も踏まえて判断されるとの観測もあり)
- リストに掲載される外国実体は、①中国の主権や安全保障等への悪影響の度合い、②中国企業等の合法的な権利・利益への悪影響の度合い、③国際的な経済・貿易のルール遵守しているかどうか等を考慮のうえ、決定される。対象は特定国に限定されていない。
- 規定内容が曖昧であり、当局による外国実体への不公平な扱いが生じうるとの指摘あり。

◎「信頼できない実体リスト」規定 【概要・趣旨】

第二条 国は、信頼できない実体リスト制度を構築し、国際経済貿易及び関連活動における外国実体の以下の行為に対し、相応の措置を講じる。

(一) 中国の国家主権、安全、利益の発展に危害を及ぼす；

(二) 正常な市場取引原則に違反し、中国企業、その他の組織或いは個人との正常な取引を中断し、又は中国企業、その他の組織或いは個人に対して差別的措置を採り、中国企業、その他の組織或いは個人の合法的な権益に深刻な損害を与える。

本規定に謂う「外国実体」は、外国企業、その他の組織或いは個人を含む。

<リスト掲載される外国実体を巡る報道>

- 中国当局は「リスト掲載については、ごく少数の違法外国実体に厳に限定される」としている。
(Wall Street Journal 9/21)
- リスト掲載され得る企業として、クアルコム、シスコ、アップル、ボーイング、フェデックス、HSBCなどの名前が挙がっている。(South China Morning Post 9/22)

(参考) 外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法 (2021/1/9公布・施行)

- 中国は国家安全法等に基づき、域外適用に対抗するための商務部規則を公表・施行。
- 対象となる外国法令の範囲等は不明ながら、日本企業が損害賠償請求を受ける可能性も。(例：米国の再輸出規制を遵守して中国企業との取引を取りやめた場合)

外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法 (商務部令2021年第1号)

【法目的】

外国の法令や措置の不適切な域外適用を阻止し、国家主権・安全・発展の利益を保護、中国国民・法人の正当な権利利益を保護すること。(第1条)

【概要】

- 商務部を中心とした審査機構を設置。(第4条)
- 中国国民・法人等に対し、不適切な域外適用に遭遇した場合30日以内の報告を義務付け。(第5条,第13条(罰則))
- 審査結果によって商務部は外国法令や措置の承認・執行・遵守の禁止を発令。(第7条)
- 当事者が(商務部により禁止された)外国法の域外適用を遵守することで中国公民・法人等に損害を与えた場合には、当該当事者に対し損害賠償を請求できる。(第9条)
※「当事者」の定義・範囲は不明
- 中国国民・法人等が(商務部により禁止された)外国法の域外適用を遵守しないことで損失を被った場合、政府は必要な支援を行うことができる。(第11条)
- 外国法令等が不適切に域外適用されている場合、中国政府は必要な対抗措置を講じることができる(第12条)

各国による大規模な産業政策の展開（半導体）

約6兆円規模の産業政策を講ずることを表明している米国に加え、各国が、**経済安全保障**の観点から重要な生産基盤を囲い込む新次元の産業政策を展開。

国・地域	産業支援策の主な動向
 米国	<ul style="list-style-type: none"> 最大3000億円/件の補助金や「多国間半導体セキュリティ基金」設置等を含む国防授權法（NDAA2021）の可決。 バイデン大統領はCHIPS法案に賛意を表明。5.7兆円の半導体関連投資を含む「米国イノベーション・競争法案」が議会プロセスを進められているところ。
 中国	<ul style="list-style-type: none"> 「国家集積回路産業投資基金」を設置（'14, '19年）、半導体関連技術へ、計5兆円を超える大規模投資。 これに加えて、地方政府で計5兆円を超える半導体産業向けの基金が存在（合計10兆円超）
 欧州	<ul style="list-style-type: none"> 2030年に向けたデジタル戦略を発表。デジタル移行（ロジック半導体、HPC・量子コンピュータ、量子通信インフラ等）に1345億€（約17.5兆円）投資等 <p>※欧州委員会ブルトン委員（域内市場担当）が、半導体に特化した欧州半導体基金（European Semiconductor Fund）設立を検討すべきと言及（2021.9）。</p>
 台湾	<ul style="list-style-type: none"> 台湾への投資回帰を促す補助金等の優遇策を始動。ハイテク分野を中心に累計で2.7兆円の投資申請を受理。（2019.1） 半導体分野に、2021年までに計300億円の補助金を投入する計画発表。（2020.7）
 韓国	<ul style="list-style-type: none"> AI半導体技術開発への投資に1,000億円を計上。（2019.12） 半導体を含む素材・部品・装置産業の技術開発に2022年までに5,000億円以上を集中投資する計画を発表。（2020.7） 総合半導体大国実現のための「K-半導体戦略」を策定（2021.5）



ジョー・バイデン米大統領は、スピーチで半導体チップを示しながら、半導体の重要性を熱弁。半導体サプライチェーンの調査を指示する大統領令に署名

（出典）SAUL LOEB/AGENCE FRANCE-PRESSE/GETTY IMAGES

I. 我が国を取り巻く国際情勢

II. 我が国の対応

II-i 輸出・投資管理

- ①安全保障貿易管理とは
- ②「みなし輸出」管理の対象明確化
- ③人権に着目した対応
- ④対内直接投資と外為法改正

II-ii その他の対応

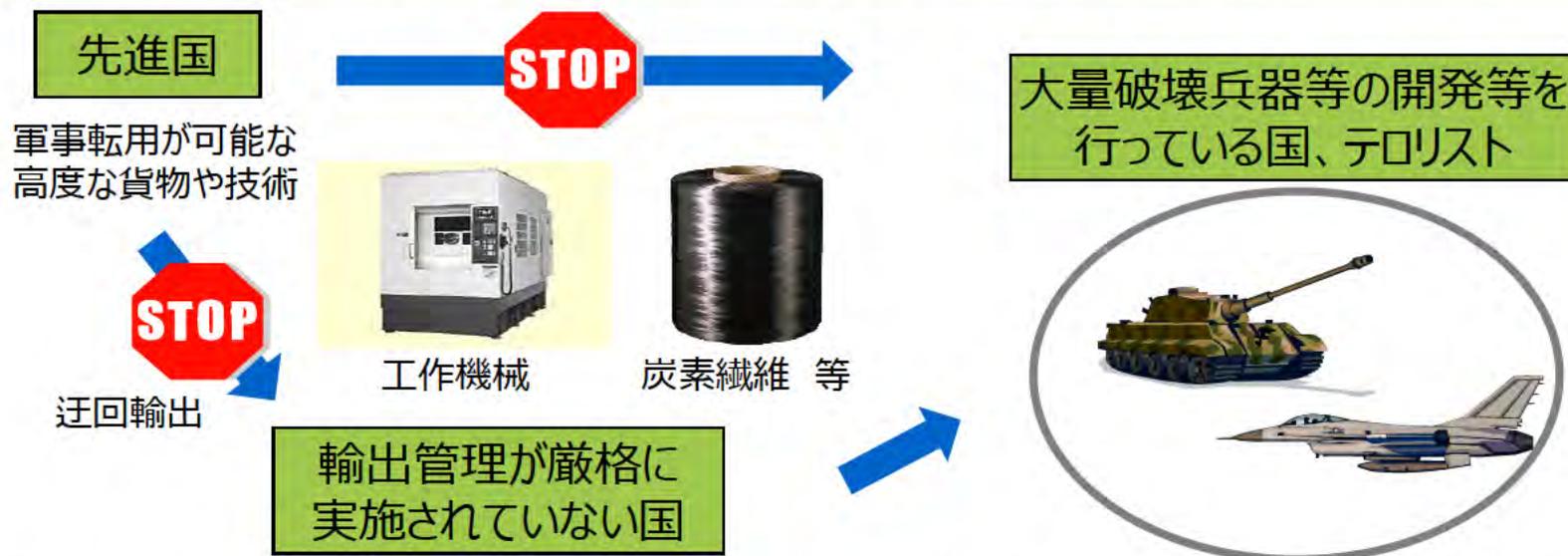
- ①経済安全保障政策の全体像
- ②「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」に向けて

① 安全保障貿易管理とは

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹や通常兵器の開発等※²を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※³を実施。

目的 我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

手段 武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



※¹ 「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう ※² 「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう
※³ 「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう

外国為替及び外国貿易法（外為法）における機微技術管理等の仕組み

炭素繊維



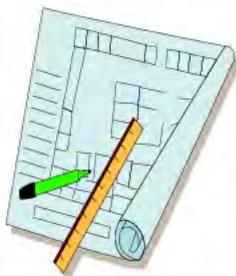
貨物輸出



許可制

国際的な平和及び安全の維持を妨げる
貨物輸出を規制

設計図



技術提供



許可制

国際的な平和及び安全の維持を妨げる
技術提供を規制

日本企業



対内直接投資



審査付事前届出制

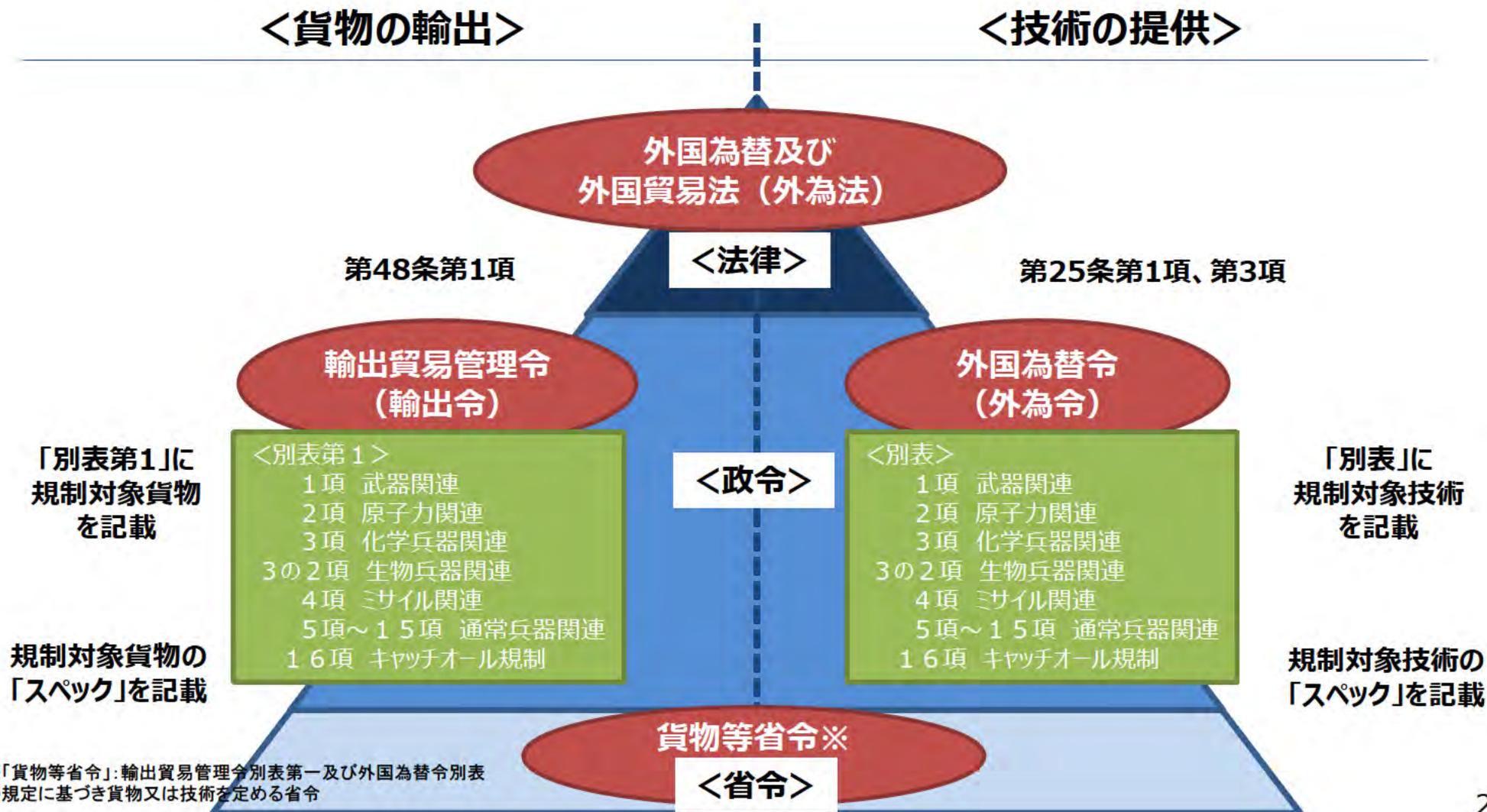
(変更・中止を勧告・命令できる)

- ①国の安全を損なう、
- ②公の秩序の維持を妨げる、
- ③公衆の安全の保護に支障を来す対内直接投資を規制

● 経済制裁に対する輸出入禁止措置等も外為法に基づき実施

安全保障貿易管理制度の全体像

- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。



安全保障貿易管理制度の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	政省令で定める品目 武器、機微な汎用品（原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等）	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記（A）を除く全地域	下記（B）の国	下記（A）及び（B）を除く全ての国（C）
と許 可 な る 要 件	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国【計26カ国】: 輸出令別表第3

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】: 輸出令別表第3の2

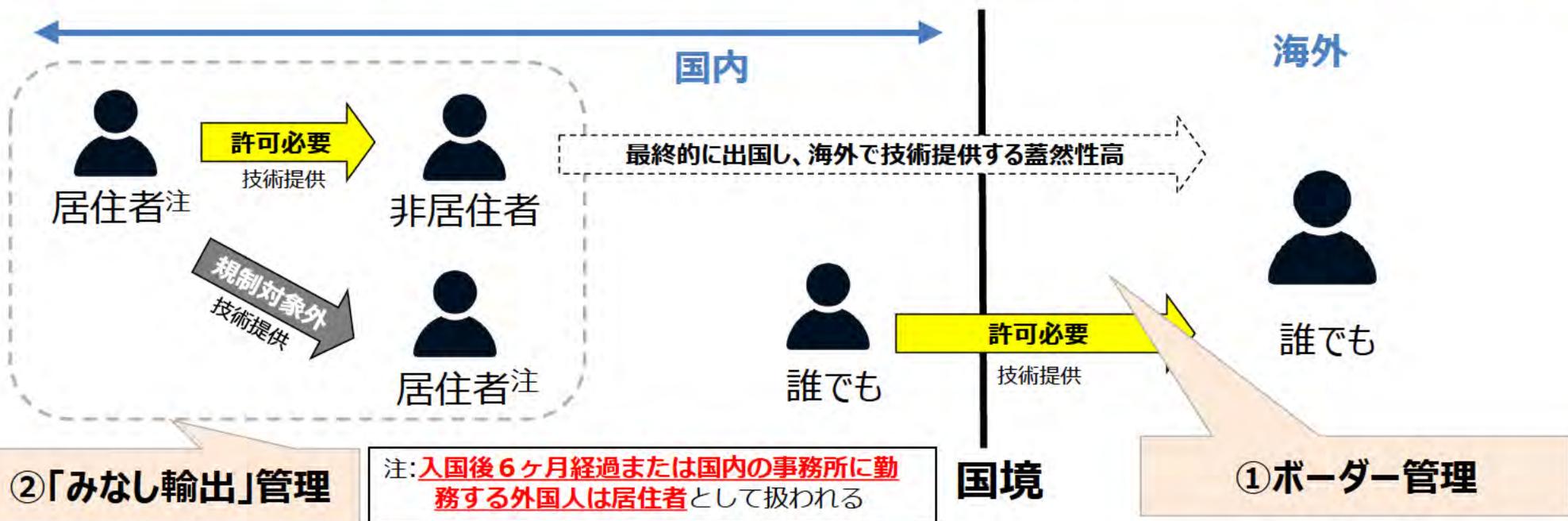
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国 イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

②「みなし輸出」管理の対象明確化

現行の外為法に基づく機微技術提供管理

- 人を介した機微技術の流出懸念が高まる中、適切な機微技術管理は、国際的な先端研究ネットワークに参加し続ける上での前提であり、イノベーション創出の基盤。
- 我が国では外為法に基づき以下の機微技術提供を管理（経産省への許可申請義務付け）。
 - ① 国境を越える技術提供（ボーダー管理）
 - ② 国内における技術提供についても、非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、居住者から非居住者に対する提供を管理している（「みなし輸出」管理）
- 入国後6ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われ、「みなし」輸出管理の対象外となる。 外国の影響下にある居住者からの機微技術流出懸念に対応できない。



「みなし輸出」管理の見直し（提言の具体的内容）

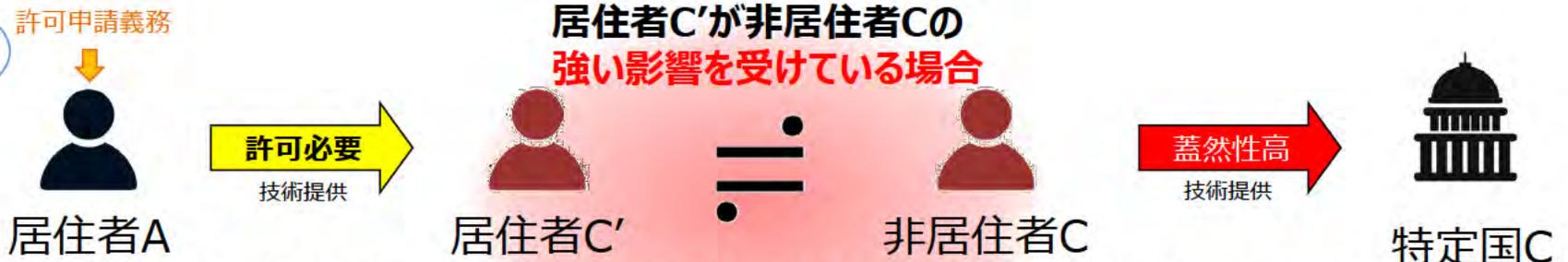
- **「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」**に係る概念を明確化し、**居住者への機微技術提供であっても、下図のように、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。**

従来



制度見直し

見直し案



- 外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者
- 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者
- 国内において外国政府等の指示の下で行動する者

【参考】成長戦略実行計画・骨太方針における記載

- **成長戦略実行計画**や、**経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021**、**統合イノベーション戦略2021**（2021年6月18日閣議決定）において、「**経済安全保障**」を柱の一つとして記載、政府が取り組むべき諸課題を明確化。
- 「**みなし輸出**」管理の対象明確化についても政府全体の取り組みの一つとして記載。

成長戦略実行計画 第6章「経済安全保障の確保と集中投資」

1.（1）経済安全保障の観点からの技術優越性の確保

✓ ③ 技術の保全 （d）「みなし輸出」管理の対象の明確化

居住者への情報提供であっても、非居住者へ技術情報を提供することと事実上同一と考えられる場合には管理対象とすることとし、**来年度中の実施**を目指す。

骨太方針2021 第2章「次なる時代をリードする新たな成長の源泉」

✓ 5.（6）経済安全保障の確保等（抜粋）

外為法上のいわゆる「みなし輸出」の管理強化について、2022年度までに実施する。

【参考】新たに「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型

- 居住者への技術の提供であっても、非居住者への提供と事実上同一と考えられるような居住者とは、以下の3類型に該当する者とする。



契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者

パターンA

例①：日本の大学の教授であり、**外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職**している者

例②：外国大学から**サバティカル制度で我が国の大学に研究等**に来ている**大学教授**

例③：日本企業の従業員でありながら、外国企業とも雇用関係を結んでいる技術者



経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

パターンB

例①：外国政府から**留学資金の提供を受けている外国人留学生**

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加**し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者



ABの他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者

パターンC

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている留学生

3つの類型に該当すれば、**居住者への技術提供であっても外為法の管理対象**となる

【参考】諸外国における国内での機微技術提供管理

- 諸外国における国内技術提供管理制度は、①受領者の国籍に基づく管理、②受領者の居住性に基づく管理、③技術の用途に基づく管理の3つに大別される。なお、制度自体の導入が済んでいない国も存在。

管理方法	導入国例	概要	課題
国籍に基づく管理	 	技術の <u>受領者が外国人である場合</u> 、国内での機微技術の提供にあたり、 <u>当局への許可申請が必要</u> となる	出身国の性質に基づいて、研究者の活動に制約をかける事が、研究活動の国際化を阻み、 イノベーション創出基盤を弱体化 させるとの指摘がある。 ^{注1}
居住性に基づく管理	 	技術の <u>受領者が非居住者（国籍は無関係）である場合</u> 、国内での機微技術の提供にあたり <u>当局への許可申請が必要</u> となる	外国籍であっても、要件を満たして、 居住者となってしまうと、機微技術提供管理の対象外 となる。
技術の用途に基づく管理	 	提供した技術が 大量破壊兵器や武器に使用されることを技術の提供者が知っている場合 などに、国内での機微技術の提供にあたり <u>当局への許可申請が必要</u> となる	特定国が軍民融合戦略を進めていることや、新興技術の台頭により 軍事用途と民生用途の技術の線引きがあいまいになっており、用途に基づく管理が困難化 。
未整備	 	など	

注1:英国科学雑誌Nature記事「Selective prosecution of scientists must stop」(2021年4月)

【参考】米国における技術窃取への対応や利益相反管理の取組

千人計画（Thousand Talents Plan）への対応

米国は、海外企業・大学の研究者、技術者、知財・技術保護担当幹部をリクルートする、中国政府の技術窃取プログラムと評価。

主な起訴事案

2019年4月22日 (産業スパイ&中国政府からの資金提供)	米司法省は、GEの元エンジニアでXiaoqing Zheng及び事業家のZhaoxi ZhanをGEのタービン設計技術の窃盗容疑及び産業スパイ容疑で起訴。Xiaoqing Zhengは千人計画に選定され、中国政府からの資金提供支援も受領。
2019年11月21日 (産業スパイ)	米大陪審は、米農業大手モンサント(現バイエル)及び子会社クライメート社の中国人元社員であるHaitao Xiangをモンサント社の技術機密の窃取容疑等で起訴。同氏は、モンサント勤務中の2017年に千人計画の一人に選ばれた高度な技術を持つ研究者。デジタル農業、土壌肥料や養分管理研究を担当し、3件の米国特許も取得。
2020年1月28日 (中国政府からの資金提供)	米司法省は、ハーバード大学科学・化学生物学科の学科長Charles Lieber (DOD、NIHの研究者も兼任)及び中国国籍研究者2名を、 <u>中国千人計画への関与について虚偽申告を行っていた容疑</u> で起訴。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢工科大や中国政府から月給5万ドル、生活費15万ドル/年、武漢での研究室設立費用として150万ドル以上を受領した疑い。

(情報ソース) 米司法省HP NEWS <https://www.justice.gov/>

研究開発における外国の影響懸念に対する研究コミュニティの対策

- 研究者グループJASONは、米国国立科学財団（NSF）の調査依頼に対し、レポート“Fundamental Research Security”において、中国の行為が米国学術界における外国の影響についての懸念を生じさせているとして、利益相反の完全な開示やNSF（資金提供側）と大学等（資金提供を受ける側）の責任、等について提言。

【提言の概要】（一部抜粋）

- ①研究公正（Research Integrity）の範囲を拡張し、実体又は潜在的な利益相反の完全な開示を求めるべきである。
- ②利益相反等の開示の失敗は、研究公正（Research Integrity）が侵害されたとみなし、「研究不正」と同様に、NSF及び大学によって調査及び裁定されるべきである。
- ③NSFは、研究公正（Research Integrity）を確保するため、大学等全ての関係者との協力を主導し、資金配分機関との連携を図るべきである。
- ④NSFは、研究公正に対するリスク評価を促進するプロジェクト評価ツールを採用し、公表する必要がある。
- ⑤基礎研究を行う大学やその他の機関での科学倫理教育・訓練は、従来の研究公正（Research Integrity）を超え、利益相反等の情報や事例を含めるべきである。

対米外国投資委員会（CFIUS）によるレビュー対象取引の追加可能性

- 「戦略的競争法（案）」第138条*は、CFIUSのレビュー対象取引の定義を改正するもの。外国人による米国の高等教育機関への寄付・契約のうち、下記条件を満たすものをレビュー対象に追加。
 - ① 100万ドル相当以上（1回または、連続する2年間での合計）で、かつ、
 - ② 外国人による非公開機微技術へのアクセスを潜在的に認めるもの、または、
外国人による支配を条件とするもの
- 日米の大学による共同研究（契約）がCFIUSのレビュー対象となる場合、米国当局による調査が日本の大学にも及ぶ可能性がある。※CFIUSのレビュー対象となる者は取引の両当事者

*イノベーション・競争法2021（案）に包含され、第3138条となっている。

【参考】現状のCFIUSによるレビュー対象取引の範囲（Covered Transaction）

支配的投資（Covered Control Transaction）

- 外国人・外国法人（Foreign Person）による、米国企業（US Business。業種制限なし）に対して、支配を及ぼしうる合併・議決権や議決権代理権等の取得、買収行為に係るあらゆる取引（株式取得数によらない。なお、資産（事業、不動産含む）の購入やリース等を含む）

非支配的投資（Covered Investment）

- 米国TID企業（US TID* Business）への非支配的投資であって、外国人・外国法人に以下を許容する直接又は間接の投資が対象。
 - ①非公開技術情報へのアクセス
 - ②取締役会等への参加、指名権の獲得
 - ③米国市民の個人情報の利用、開示等や機微技術情報の利用、開発等についての重要な意思決定への関与。
- 米国企業（US Business）とは、支配している者の国籍を問わず、米国における2州以上での活動をしている主体を指す。

※ Technology:輸出管理対象技術、核関連設備、施設、毒劇物、エマージングテクノロジー及び基盤技術

Infrastructure : 電気通信、衛星システム、防衛産業、電力、金融、水道、空港

Data:個人の金銭的状況、セキュリティクリアランス等に係る個人情報で、連邦政府にサービスの提供等をしているもの、又は100万人以上の個人情報

研究インテグリティの確保

- 近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化。
- 米国等主要国では、国際研究協力を重視・大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- 我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠に。

➡ 政府として、研究の健全性・公正性（「研究インテグリティ」）の自律的な確保を目指し、研究者・研究機関等に、透明性と説明責任を求めていく方針を示し、具体的な対応に早期に着手する必要。

国際的な動向

○米国

- 2019年、米議会上院で、外国の脅威により、研究活動におけるインテグリティが損なわれ、国家安全保障が危険に晒されていると指摘。
- 2019年以降、中国千人計画参加について虚偽の陳述を行った教授が起訴されるなど、研究者が起訴される事例が相次ぎ発生。
- 国立科学財団(NSF)の委託を受けて、科学助言グループJASONが、透明性の向上等を提言（2019年12月）。NSFは、申請書類・手続を更新し、透明性・情報開示の重要性の方針を明確化。

○英国

- 国家インフラ保護センター等が国際研究協力のインテグリティ確保のためのチェックリストやガイドラインを作成・公表（2019年9月）。

○豪州

- 政府内に検討会を設置し、大学向けに、外国からの干渉への対処のためのガイドラインを作成・公表（2019年11月）。

統合イノベーション戦略2020

<守る>

- 研究コミュニティが、外国からの不当な影響による、我が国の卓越した研究活動や、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念を認識した上で、研究の健全性・公正性（「研究インテグリティ」）を自律的に確保していく取組が重要となることから、その問題の明確化及び対処するための方策について、研究コミュニティの間で共通の理解が図られるよう、報告書の作成等に向けた検討・働きかけを実施。
- 外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件とし、政府資金が投入される研究を対象に透明性と説明責任を求めるとともに、虚偽申告等が判明した際の資金配分決定を取り消すなどの枠組みの具体策を検討し、所要の措置を講ずる。

研究インテグリティに関する検討会及び提言

- 令和2年度に内閣府委託調査事業の一環として、「研究インテグリティに関する検討会」を実施。
- ①研究者が守るべき規範、②大学や研究機関等が研究者の所属機関として取るべき対応、③公的研究資金を配分する場合のFA（ファンディングエージェンシー）の対応について、提言をとりまとめ。
- 本提言を受け、政府としての対応方針を関係省庁にて検討中。

研究インテグリティに係る提言（一部抜粋）

【研究者、大学・研究機関等、FAの対応の方向性】

①研究者が守るべき規範

- 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識
- 自らの研究活動の透明性の確保、説明責任の必要性を理解
- 利益・責務相反、技術・情報流出の危険性と防止の重要性を認識

②大学や研究機関等としての対応

- 人事・リスク管理のためのマネジメントを強化。所属する研究者に下記情報の提出を求める。
(職歴、研究経歴、兼業状況、海外を含む外部機関から供与された全ての資金や資金以外の支援、共同研究等の相手方等の情報 等)

③公的研究資金を配分する場合のFAとしての対応

- 申請時に下記情報の提出を求める。
(職歴、研究経歴、兼業状況、(エフォート管理に関する) 海外を含む外部機関から供与された全ての資金 等)
- 申請時にその他情報の所属組織への報告について誓約を求める

【政府の対応の方向性】

- 内閣府・文科省でチェックリスト雛形を作成・配布
- 説明会やセミナーの開催を通じた理解醸成
- 各大学や研究機関における研修の強化

- 大学や研究機関における責務相反や利益相反等の規程や組織の整備
(文科省から各機関への周知・連絡を予定)

- 関係府省連絡会申合せにより、競争的資金に関するガイドライン等を改定
- 各FAにて公募要項や申請書類を改定
- 「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、関係府省や配分機関間で適切に共有
- 虚偽申告に対しては、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限等を課す

③ 人権保護と対外経済政策との連動

人権に着目した安全保障貿易管理（提言の具体的内容①）

- 我が国において、人権侵害を認定して制裁を講じるような制度を導入すべきかについては、これまでの我が国の人権外交の進め方との関係、所期の効果が必ずしも得られない可能性、相手国が対抗措置を講じてくるリスク等を考慮する必要がある一方、特に人権侵害の烈度が高い場合に、我が国が十分な対応を講じていないとして国際的な非難を受ける可能性があることも考慮する必要がある。これらの点を含め、様々な観点からの分析・検討を行い、外交面を含めた総合的な判断を行う必要がある。その際、当該措置によって達成すべき政策目標（相手国の人権状況の改善、相手国の政策の変更、国内外へのメッセージ効果等）を明確化すべき。制裁の解除のタイミングや解除理由も重要であるところ、政策目標に応じて、それらも検討することが必要。
- 我が国の安全保障貿易管理制度は、「国際的な平和及び安全の維持」を目的として行っているものであり、人権侵害の防止そのものを目的として管理している訳ではない。また、原則として特定の国を念頭に置いた制度でもない。このため、安全保障貿易管理制度の範疇で人権を考慮することについては、上述の人権の観点からの制裁の検討とは異なる議論ではある。この点、同志国が特定貨物・技術について貿易管理を行う中で我が国が管理していない状況が発生すると、我が国及び我が国の企業に対してバックフィルを行っているとの国際的な批判を受けるという点があることに留意する必要がある。特にEU改正規則が5月に公布されたことを踏まえるとこの懸念はより高まっている。企業の自主管理に委ねて特定企業への輸出を取りやめる場合、国によっては対抗措置として個別企業が損害賠償等を求められる可能性もある点があることにも留意する必要がある。一方で、人権を考慮した輸出管理を行った場合、その影響を受ける輸入国側が事実上の制裁と受け止める可能性があることも踏まえると、当該措置の検討に当たっては上記の様々な観点からの分析・検討も踏まえ、慎重な議論が必要となる。

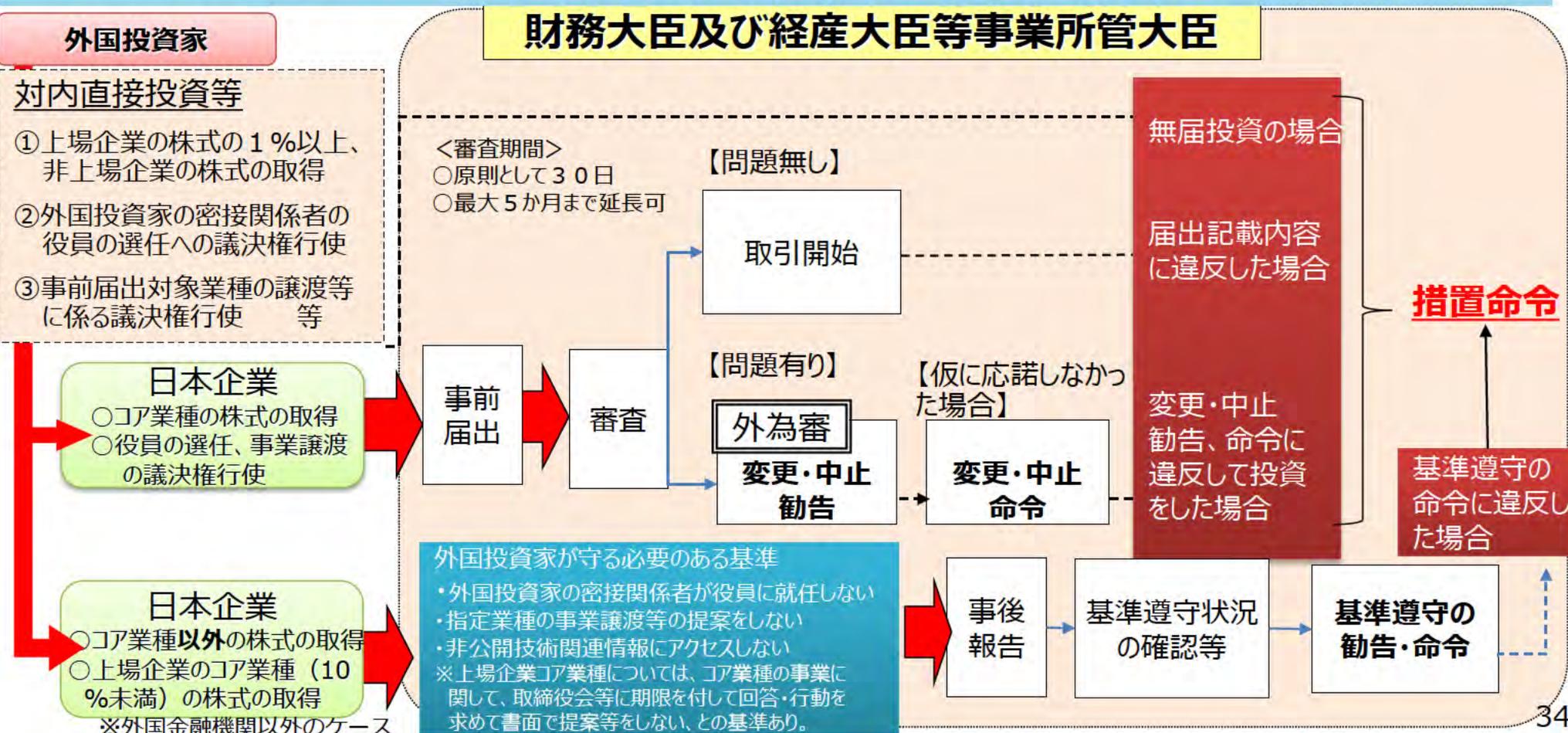
③ 人権保護と対外経済政策との連動

人権に着目した安全保障貿易管理（提言の具体的内容②）

- 当該議論においては、特定の国を念頭に置いていない制度を導入することと、その制度に基づき実際に特定の対象に対する措置を講じることは段階が異なることも踏まえる必要がある。すなわち、**制度枠組みを導入する場面における考慮と実際の措置を講じる場面における考慮は異なり得るところ**、実際に措置を講じる個別の場面において慎重に判断することは前提として、そのような場面に適時に対応できるよう、**前もって制度枠組みを導入すること自体がどのような影響を及ぼすか**という点についても議論を深める必要がある、また、**当該制度枠組みに基づき実際の措置を講じる個別の場面における考慮にあたっては、外交面を含めた総合的な判断を行う必要がある**。その際は、外国における人権抑圧へ全般的な方針に関する議論（人権外交の進め方、制裁による効果と問題点、相手国の対抗措置によるリスク、ケースに応じた非制裁措置の有効性と限界等）について十分な検討と検証が行われている必要がある。

④外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく対内直接投資等規制の概要

- **一定の業種**に係る対内直接投資等について、**事前届出を義務づけ**（審査付事前届出）。審査の結果、**国の安全を損なう等のおそれ**がある場合、**中止の勧告等**を行うことが可能。
- また、無届けや虚偽の届出をして、国の安全を損なう等のおそれがある対内直接投資等を行った外国投資家等に対し、必要な措置命令を行うことが可能。
- 2020年5月施行の改正外為法の下で、**一定の基準遵守**を前提に、**事前届出の免除制度**を創設。



事前届出対象業種

- 外為法では、**国の安全を損なう事態等を生ずるおそれがある対内直接投資等に係る業種**として、**告示**で対象業種の範囲を**指定**。当該業種に属する事業を営む**日本の会社（国内子会社等が営む場合を含む。）**に対する**対内直接投資等が、事前届出の対象**。
- 業種の範囲は累次の見直しを行っており、2020年6月、医薬品・医療機器に関連する業種を追加。2021年10月、重要鉱物資源の安定供給に関連する業種を追加。

● 業種告示（別表第1）

武器に関する貨物（①）の製造業
航空機に関する貨物（②）の製造業
宇宙開発に関する貨物（③）の製造業
原子力に関する貨物（④）の製造業
①～④の貨物の機械修理業
①～④の貨物に関するソフトウェア業
核原料物質に係る金属鉱業
軍事転用可能な汎用貨物（輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物（リスト規制貨物）。例えば、工作機械、炭素繊維、パワー半導体、化学製剤・細菌製剤の原料（化学物質、ウイルス、細菌、毒素）、伝送通信装置など）の製造業
軍事転用可能な技術（外国為替令別表に掲げる技術（リスト規制技術）。例えば、工作機械、化学製剤・細菌製剤の原料、伝送通信装置などの設計・製造の技術）を保有する、製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、機械設計業、商品・非破壊検査業、その他の技術サービス業
【医薬品・医療機器に関連する業種】 感染症に対する医薬品（医薬品中間物を含む。※生物学的製剤も含まれる。）、高度管理医療機器（附属品・部分品を含む）製造業
レアアース等の重要鉱物資源の安定供給に関連する業種（金属鉱業等） 令和3年10月施行

● 業種告示（別表第2）

電気業、ガス業、熱供給業
水道業
通信事業、放送事業
鉄道業、旅客運送業
生物学的製剤製造業
警備業
農林水産業
石油業
皮革・皮革製品製造業
航空運輸業、海運業
【サイバーセキュリティに関する業種】 集積回路製造業、半導体メモリアディア製造業、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電子回路実装基板製造業、有線通信機械器具製造業、携帯電話機・PHS電話機製造業、無線通信機械器具製造業、電子計算機製造業、パーソナルコンピュータ製造業、外部記憶装置製造業、情報処理サービス業※、ソフトウェア業※等

※コア業種に該当せず、かつ、別表第3事業に付随するものを除く。

対内直接投資管理の見直し（外為法改正）

- 対内直接投資残高を3.5兆円に倍増との政府目標達成のため、経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、欧米での対内直接投資管理強化の流れを受け、国の安全等を損なうおそれがある投資への適切な対応という、メリハリのある対内直接投資制度を実現するため、外為法を改正（2020年5月8日施行）。

問題のない投資の一層の促進

1. 事前届出免除制度の導入

- 対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等は、免除の対象
- 国の安全等を損なうおそれがある投資は、免除の対象外として外形的に明確化（政令・告示）
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保

国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

2. 事前届出の対象の見直し

- 上場会社の株式取得の閾値引下げ
(現行10%→1%：会社法上の株主総会における議題提案権の基準)
- 経営への影響力行使につながる行為の追加（例：役員への就任や重要事業の譲渡）

3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

I. 我が国を取り巻く国際情勢

II. 我が国の対応

II-i 輸出・投資管理

- ① 安全保障貿易管理とは
- ② 「みなし輸出」管理の対象明確化
- ③ 人権に着目した対応
- ④ 対内直接投資と外為法改正

II-ii その他の対応

- ① 経済安全保障政策の全体像
- ② 「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」に向けて

政府の対応の方向性：統合イノベーション戦略2020の主なポイント

- **経済と安全保障が不可分な領域（＝経済安全保障）の動向を踏まえ、我が国としては重要技術を「知る」・「育てる」・「守る」の3面で管理する統合的アプローチ**を追求。

統合イノベーション戦略2020（6章「安全・安心」）の主なポイント

知る

- 国内外の最先端の研究開発動向等の情報集約と分析と、それを踏まえた重要技術課題の明確化等を行うシンクタンク機能を備えた体制作りの検討

育てる

- ① 重要な技術分野に予算、人材等を重点配分し、科学技術力を強化
- ② **重要な技術情報に係る資格付与の在り方**
諸外国との連携が可能な形での情報取扱者への資格付与（セキュリティ・クリアランス）の在り方を検討

守る

- ① **研究成果の公開の在り方**
政府資金による研究成果について、安全保障の観点から公開の在り方を判断する枠組みの検討
- ② **特許制度の在り方**
イノベーション促進のため公開を原則とする特許制度について、機微技術流出防止の観点との両立が図られるよう、制度面も含め検討
- ③ **外国資金の受入れの在り方**
外国資金の受入状況等の情報開示を政府研究資金申請時の要件とし、虚偽申告等の場合は資金配分決定を取り消す等の枠組みの検討
- ④ **留学生・外国人研究者の受入れの在り方**
関係府省庁の連携による出入国管理やビザ発給の在り方の検討等、留学生等受入審査の強化に取り組む

政府方針における経済安全保障と施策の位置づけ

- **成長戦略実行計画**や、**経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021**、**統合イノベーション戦略2021**（2021年6月18日閣議決定）において、「**経済安全保障**」を柱の一つに位置付け、政府が取り組むべき諸課題を明確化。
- **新しい資本主義実現会議（本部長：岸田総理）**の「**緊急提言**」（2021年11月8日会議決定）でも方針を踏襲した個別施策のほか、**経済安全保障を推進する法案策定**が盛り込まれた。

成長戦略実行計画 第6章「経済安全保障の確保と集中投資」

- **技術優位性の確保**
 - **重要技術特定のためのシンクタンク機能の立上げ・推進**※●◎
 - **技術育成**※●◎（宇宙・量子・AI・HPC・半導体・原子力・先端素材・バイオ・海洋等）
 - **技術保全**※●◎（国際輸出管理レジームを補完する新たな安全保障貿易管理枠組み、対内直接投資管理の執行強化、留学生・研究者等の受け入れ審査強化、「みなし輸出管理」の対象明確化、インテリジェンス能力の強化、研究インテグリティ確保、非公開特許制度の検討、重要な技術情報を保全しつつ共有・活用を図る仕組みの構築）
- **基幹インフラ**（通信、エネルギー、金融、交通、医療等）や**重要技術/物資サプライチェーン**（半導体、医薬品、電池、レアアースを含む重要鉱物等）に係る**脅威の低減・自律性の向上**※
- 経済安全保障の強化推進に向けた**中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討**※●◎
- **先端半導体や電池の技術開発・製造立地推進**※●◎、**次世代データセンターの最適配置推進**●◎、**レアアース等重要技術・物資サプライチェーン強靱化**※◎

記号を付した項目は、それぞれ以下の文書に同旨の記載がある。

※「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」 ●「統合イノベーション戦略2021」 ◎新しい資本主義実現会議「緊急提言」

米中対立を踏まえた官民の対応（2020/11/17 閣議後記者会見 梶山大臣発言）

- 米中の技術覇権争いが激化する中で、先月成立をいたしました中国の輸出管理法が12月1日から施行されます。産業界からは、米中をはじめとする我が国の主要貿易相手国による輸出管理の強化について、懸念の声が上がっていると承知しております。
- 経済産業省としては、引き続き中国輸出管理法の詳細などの把握に努めるとともに、積極的かつタイムリーに情報を発信してまいりたいと思っております。
- その上で、本日は、企業からの声を踏まえて、産業界に対して、経済産業省としての考えを3点お伝えしたいと思います。
 - 第一に、企業各社においては、海外市場におけるビジネスが阻害されることのないよう万全の備えをしていただきたい。具体的には、輸出管理の状況を踏まえつつ、自社のサプライチェーン上のリスクについて精緻に把握するとともに、必要に応じて規制当局に許可申請を行っていただきたいということ。
 - 第二に、他国企業と同等の競争条件を確保することも重要であります。各国の輸出管理上求められている内容を超えて、過度に萎縮していただく必要は全くありません。
 - 第三に、仮にサプライチェーンの分断が不当に求められるようなことがあれば、経済産業省は前面に立って支援をしてまいります。
- こうしたことを、今後の産業界との対話の中でお伝えするとともに、企業からの生の声をお聞きしてまいりたいと思っております。産業界からも積極的に情報を提供いただきたいと思っております。
- これらの取組や関係国との対話等を通じて、日本企業の事業環境の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」に向けて

- 現下の国際情勢を踏まえれば、機微技術を「守る」措置の強化はもちろん、**安全保障の観点から重要な物資や技術を特定**した上で、関連する国内産業基盤の維持・拡大を実現するため**政府が大胆な措置を迅速にとるべき**。= **「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」**
- 具体的には、政府による重要技術の特定に係る情報収集体制強化、我が国の技術的優位性を確保・維持するための国際共同開発の推進、安全保障上重要な国内産業基盤の確保を推進するための中長期的な資金拠出等を確保する枠組みを含めた支援等が望まれる。

「経済安全保障の観点からの新たな産業政策」を実施する上では、

- ① 何が安全保障上重要とされる技術かを見極めるべく、最新技術の開発状況を把握し、我が国と価値観を共有する同盟国との連携により、**管理すべき対象を見定める政府の情報収集・判断能力（「インテリジェンス能力」）**を高め、
- ② **懸念主体や今後機微度が向上すると考えられる技術に関する貿易管理当局としての評価を、タイムリーかつ意図しない副作用（第三国からの介入、情報ソース漏洩リスクの増大等）が最小化される形で、より緊密に輸出者と事前に共有する仕組み**が不可欠。

2021年
安保小委
中間報告の
具体的内容